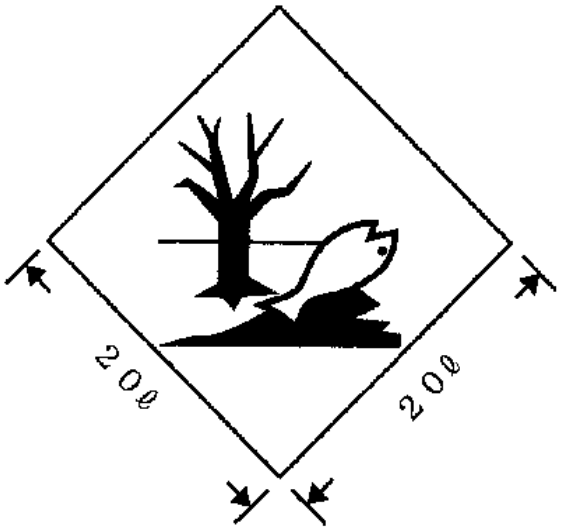
第４号の２様式（第37条の17関係）（平26国交令93・全改、平28国交令89・一部改正）

（注１　ℓは、0.5センチメートル（コンテナ及びポータブルタンク（内容積が3000リットル以下のものを除く。）に付す標札については、1.25センチメートル）以上とする。ただし、この大きさの標札を付すことが困難となる場合にあつては、この限りでない。

２　ふちの線の太さは２ミリメートル以上とする。）



部　　分	色　　彩
地	白
線	黒
記　　号	黒